

各 位

産業観光課長 滝上 博文

中山間地域等直接支払制度説明会の開催について（通知）

日頃は、農業振興に対し格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、「中山間地域等直接支払制度」を平成 12 年度から実施しております。この制度は、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

令和7年度は協定を更新する区切りの年度となりますので、この制度を活用したいと考える方々において、次の日程で説明会を開催いたします。

【開催日時】 令和7年6月4日（水曜日）午後1時30分から

【開催場所】 神山町役場2階 鶯宿（202）

【内 容】 1) 中山間地域等直接支払制度（6期対策）について
2) 今後のスケジュールについて
3) その他

※説明会へ参加を希望される方は、事前に神山町役場産業観光課までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

〒771-3395

神山町神領字本野間 100 番地

神山町役場 産業観光課 農業係

TEL 088-676-1118